

入札公告

次のとおり一般競争入札することを公告する。

令和7年12月23日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所多摩森林科学園 園長 松本 麻子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

森林総合研究所多摩森林科学園 業務用電力の供給

予定契約電力 62kW

予定使用電力量 119,319kWh

(2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 使用期間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(4) 需要場所 東京都八王子市廿里町1833-81

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 多摩森林科学園

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、当園が提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2 競争参加資格

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人森林研究・整備機構競争参加資格若しくは全省庁統一資格の「物品の製造」又は「物品の販売」においてA, B, C, Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書、手続きに伴い代表者等に変更があるときは全省庁統一資格の変更届及びその添付書類の写しを提出すること。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記2（2）の書類を提出している者を除く。）でないこと。

(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 再生可能エネルギーを導入する事業者であること。

(6) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組、並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関して、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たした者であること。

(7) 農林水産省及び国立研究開発法人森林研究・整備機構の指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書交付場所及び問い合わせ先
〒193-0843 東京都八王子市廿里町1833-81
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所多摩森林科学園 総務課会計係
TEL : 042-661-1121 (代表) FAX : 042-661-5241
Eメール : tama-soumu@ffpri.go.jp
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から令和8年1月21日（水）まで、上記3（1）に記載のメールアドレスに交付希望の連絡をすること。なお、申込時に競争参加資格確認通知書のPDFファイルを提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所については、入札説明書の交付をもって説明会に代える。
- (4) 提出書類（証明書類）の受領期限 令和8年1月21日（水）17時まで
- (5) 入札、開札の日時及び場所 令和8年1月27日（火）10時
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所多摩森林科学園 旧庁舎会議室

4 その他

- (1) 入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
本公告に示した調達内容を完全に履行できると園長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約情報の公表
「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構と一定の関係を有する法人等と契約をする場合には、国立研究開発法人森林研究・整備機構との関係に係る情報を国立研究開発法人森林研究・整備機構のホームページで公表する。
なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意されたものとみなす。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。